

鳥取県農林水産部測量等業務プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 農林水産部（各総合事務所農林局を含む。）の所管に係る測量、建設コンサルタント、地質調査又は補償関係コンサルタント業務（委託対象設計金額が1百万円以上のものに限る。以下「測量等業務」という。）の委託について、最も優れた企画提案をした者と随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）による場合においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象業務)

第2条 プロポーザル方式は、次に掲げる測量等業務（特許又は著作権に係る技術等が必要とされるものを除く。）のうち、高度又は独自の技術等が必要とされるため競争入札に適しないものとして、別に定めるところにより設置する指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）が指定するものについて行う。

- (1) 複数の業種（鳥取県農林水産部測量等業務指名業者選定（通常型）要綱第2条第1項各号に掲げる区分による。）にわたるもの
- (2) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、又は技術的な解析を伴う地質調査
- (3) 景観を重視した施設の設計、専門的な構造計算を伴う設計、新技術が必要とされる設計、又は専門的な技術的判断が必要とされる設計
- (4) 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計
- (5) 積算歩掛が定められていないもの
- (6) その他プロポーザル方式によることが適当と認められるもの

(選定方法)

第3条 プロポーザル方式において企画提案をすることができる者（以下「提案者」という。）は、発注する測量等業務ごとに定める応募資格を具備する者に対し、公募により各自の技術力を記載した書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求め、これを審査して選定するものとする。

- 2 前項の規定により選定された提案者に対しては、測量等業務に係る企画提案の内容を記載した書類（以下「企画提案書」という。）の提出を求め、これを審査して最も優れた企画提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、その者と当該業務の委託契約を随意契約で締結できるものとする。

(不選定)

第4条 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止を受けている者は、提案者及び最優秀提案者として選定しない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について指名停止が行われるまでは、当該事案に係る者を選定して差し支えないものとする。

- 2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、提案者及び最優秀提案者として選

定しないことができる。

- (1) 県から受託した測量等業務の処理が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 業務処理の体制、方法等について全般的な改善が必要と認められる者

(応募資格の設定)

第5条 プロポーザル方式による応募資格の設定に当たり、当該測量等業務を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、当該資格の案（以下「資格案」という。）を作成し、指名委員会に付議するものとする。

2 指名委員会は、資格案を審議し、応募資格を決定する。

(参加表明書の公募)

第6条 応募資格が決定されたときは、別表に掲げる事項を各発注機関の掲示板及びインターネットの県のホームページ（アドレスが<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>であるもの）に公告して、参加表明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による公募に応じて参加表明書を提出した者は、提案者となることを希望するものとみなす。

3 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、提出する者の負担とする。

4 参加表明書及びその添付書類は、提出した者に返却しないが、提出した者に無断でプロポーザル方式における審査以外には使用しないものとする。

(提案者の選定)

第7条 適正に提出された参加表明書については、次に定めるところにより評価等を行った上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、参加表明書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

(1) 同種業務の実績及び配置予定の技術者については、第10条に定めるところにより設置する農林水産部測量等業務企画提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価する。

(2) その他の項目については、農政課総務係が評価する。

(3) 応募資格については、農政課総務係が確認する。

2 指名委員会は、前項の評価等を踏まえて審議し、提案者を選定する。この場合においては、公募により広く提案者を募るという趣旨に則り、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。

3 所管課長は、前項の規定により提案者が選定されたときは、当該提案者に対し、企画提案書の提出を要請するものとする。

(最優秀提案者の選定)

第8条 適正に提出された企画提案書については、評価委員会で評価した上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、企画提案書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

2 指名委員会は、前項の評価を踏まえて審議し、最優秀提案者を選定する。

3 所管課長は、前項の規定により最優秀提案者が選定されたときは、当該最優秀提案者に対し、その旨を通知するものとする。

(非選定通知)

第9条 所管課長は、参加表明書を提出したが提案者に選定されなかった者及び企画提案書を提出したが最優秀提案者に選定されなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由を書面（電子入札の場合にあっては、電子入札ファイルに記録すること。以下同じ。）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、それぞれ通知の日から4日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により農林水産部長に選定しなかった理由の説明を求められることができる。

3 農林水産部長は、前項の規定により説明を求められたときは、当該説明を求められることができる期限から6日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。この場合においては、参加表明書及び企画提案書作成要領に定める提案者及び最優秀提案者の選定基準又は評価の着目点に基づいて説明することとし、当該書面には他社と比較して劣っている事項を明記するものとする。

(評価委員会)

第10条 評価委員会は、発注する測量等業務ごとに設置するものとする。

2 評価委員会は、農政課長及び所管課長のほか、所管課長が適当と認める複数の者で構成する。

3 評価委員会は、農政課長が招集し、農政課長が議長となる。ただし、農政課長がそれらの職務を行うことが困難なときは、所管課長が当該職務を行う。

4 評価委員会は、委員3名以上の出席がなければ、開催することができない。

(雑則)

第11条 その他プロポーザル方式による測量等業務の委託に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年9月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日以降に起工決裁する測量等業務から適用する。